

鎌倉市告示第 217 号

鎌倉市営住宅等の指定管理者を指定したので、鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則(平成 17 年 7 月規則第 11 号)第 5 条の規定に基づき告示します。

令和 8 年 (2026 年) 1 月 13 日

鎌倉市長 松 尾



- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
鎌倉市営住宅等 笛田住宅 (鎌倉市笛田三丁目 23 番、24 番) 等
- 2 指定管理者
横浜市中区日本大通 33 番地
一般社団法人かながわ土地建物保全協会
会長 石塚 裕之
- 3 指定の期間
令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日から令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日まで